

B 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	吉 田 基 毅
同	米 田 和 哲

神戸市労働組合連合会及び神戸市職員労働組合の
いわゆるヤミ専への公金の支出に関する住民監査
請求について（通知）

平成 17 年 7 月 7 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり
受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 17 年 7 月 7 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のと
おりである。

神戸市労働組合連合会及び神戸市職員労働組合に専ら組合の業務に従事しながら市から給料
等を受けているものが存在し、公金の支出が違法に行われている。監査委員がヤミ専の存在及
びヤミ専に対する給料等の支払いにつき厳正な調査を行い、本件支出につき神戸市長に神戸市
に対し損害を補填させ又は、該当者に不当利得を返還させ又、今後、ヤミ専に対する給料等の
支給を差し止める等の必要な措置を講ずるよう神戸市長に対して勧告することを求める。

市労連及び市職労 2004 年度決算書、2005 年度予算書に依れば、市労連執行委員の給料
等は計上されておらず又、市職労の給料等は神戸市職員の平均に比べ著しく低く、神戸市
が補填（ヤミ専が存在）しており、違法に公金の支出が行われている。

本件請求につき、一部 1 年を経過しているが、定期大会が市労連は 2005 年 3 月 15 日、
市職労は 2004 年 12 月 16 日であり、事実証明書の入手がそれ以降になり 1 年を経過してい
る部分も請求する正当な理由がある。

第 2 受理できない理由

(1) 対象の行為等が特定されていない

住民監査請求においては、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または
怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示す
ることを要するとされている。また、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各

記載，監査請求人が提出したその他の資料等を総合して，監査請求の対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば，これをもって足りるとされている。

本件請求において，請求書と事実を証する書面等を総合して考えると，請求人が対象とする行為は，請求人がいわゆるヤミ専と想定する 16 名の執行委員に対する 2003 年 9 月以降の給料等の支払いであると推測される。しかし，請求人は「監査委員がヤミ専の存在及びヤミ専に対する給料等の支払いにつき厳正な調査を行い」とし，対象となる給料等の支払い事実の存在はもとより，給与支給が違法となる専従の事実を摘示しておらず，対象とする行為が区別して認識できる程度に摘示されているとはいえない。

(2) 公金支出の行為者が指定されていない

請求人は，「神戸市労働組合連合会及び神戸市職員労働組合に専ら組合の業務に従事しながら市から給料等を受けているものが存在し，公金の支出が違法に行われている。」，「市労連及び市職労 2004 年度決算書，2005 年度予算書に依れば，市労連執行委員の給料等は計上されておらず又，市職労の給料等は神戸市職員の平均に比べ著しく低く，神戸市が補填（ヤミ専が存在）しており，違法に公金の支出が行われている」と記載しているが，公金支出の行為者の指定がされていない。

以上により，本件請求は，地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。なお，上記の「第 2 受理できない理由(2)」については，補正させることも可能だが，「同(1)」については，本件請求の要旨の主体部分であり，補正になじまないものである。